

ロシアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について

輸入注意事項2022第5号（令和4年4月12日）

令和4年4月12日付け経済産業省告示第97号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に掲げる貨物については、令和4年4月19日以降、二号承認を受けるべき貨物※となりました。

このため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和4年4月12日付け閣議了解に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。

※経過措置

告示の施行（令和4年4月19日）前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入については、施行の日（令和4年4月19日）から起算して3月の間（令和4年7月18日まで）は輸入承認対象とはなりません。